

福岡県公報

平成18年10月30日
第2601号

目次

告示(第2132号—第2147号)

○都市計画事業の事業計画の変更	(下水道課)	1
○土地改良区の役員の就任及び退任の取消し	(農地計画課)	2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○町の字の区域及び名称の変更	(地方課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	6
○平成18年度一般河川等鉱害復旧事業の実施計画	(河川課)	7
○平成18年度一般河川等鉱害復旧事業の実施計画	(河川課)	7
○公共測量の終了	(土木管理課)	7
○公共測量の終了	(土木管理課)	7
○公共測量の実施	(土木管理課)	8
○公共測量の実施	(土木管理課)	8
○土地改良区の解散の認可	(農地計画課)	8

公 告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	8
○一般競争入札の実施	(新産業・技術振興課)	10

雑 報

○道路整備特別措置法に規定する料金の徴収	(高速道路対策室)	12
----------------------	-----------	----

○福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告の一部を改正する公告
(高速道路対策室) ……………13

告 示

福岡県告示第2132号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成14年1月福岡県告示第91号須恵都市計画下水道事業須恵公共下水道(須恵町施行)の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
須恵町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
須恵都市計画下水道 須恵公共下水道
- 3 事業施行期間
平成2年12月26日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
 - ア 平成14年1月福岡県告示第91号の事業地に、糟屋郡須恵町大字植木字大間、字ヨシカ浦、字豆塚、字菊葉、字牛ヶ熊、字筒及び字大谷並びに大字旅石字河原、字日焼、字井田、字繁木、字飛池及び字原中並びに大字須恵字ヨモキ、字下原、字新原谷及び字サル田並びに大字上須恵字大島原、字川子、字名引、字ニラガキ及び字南米里並びに大字新原字道添、字道路谷、字前田、字久保及び字大牟田の一部を加える。
 - イ 平成14年1月福岡県告示第91号の事業地のうち、糟屋郡須恵町大字植木字赤石、字上中野、字寺浦、字中野、字立頭、字内原、字坂本、字草切原、字松浦、字原田、字山城戸、字貝蔵、字植木、字上小川原及び字下小川原並びに大字旅石字中道、字一の浦、字仏の浦、及び字芋掘並びに大字須恵字上原、字原口、字汐井

掛及び字下の前並びに大字上須恵字天神の木の一部分地内において変更する。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第2133号

土地改良区の役員の就任及び退任（平成18年10月福岡県告示第2027号）は取消す。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第2134号

椎田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
加来 高任	築上郡築上町大字東八田874番地
平野 力範	〃 〃 大字坂本117番地1
奥村 和弘	〃 〃 大字岩丸994番地
塩田 勝人	〃 〃 大字日奈古731番地1
上田 一二三	〃 〃 〃 103番地2
内藤 慎吾	〃 〃 大字越路398番地
正野 秋郎	〃 〃 大字水原734番地
中江 勝利	〃 〃 大字奈古304番地2
浅倉 隆雄	〃 〃 大字岩丸2367番地
木本 逸男	〃 〃 大字極楽寺639番地
信田 靖徳	〃 〃 大字椎田1173番地2
門田 修身	〃 〃 大字高塚883番地1

西田 万里	〃 〃 大字東八田1098番地6
平尾 秀	〃 〃 大字西八田893番地
角本 正志	〃 〃 大字宇留津416番地
原田 保	〃 〃 大字西八田919番地75
森 睦	〃 〃 大字有安525番地
里見 禎宗	〃 〃 〃 136番地3

2 退任監事

氏名	住所
中野 一馬	築上郡築上町大字高塚981番地
松井 昇治	〃 〃 大字宇留津572番地
田中 秀雄	〃 〃 大字越路272番地1

3 就任理事

氏名	住所
奥村 和弘	築上郡築上町大字岩丸994番地
平野 力範	〃 〃 大字坂本117番地1
西田 紀生	〃 〃 大字西八田827番地
塩田 勝人	〃 〃 大字日奈古731番地1
上田 一二三	〃 〃 〃 103番地2
内藤 慎吾	〃 〃 大字越路398番地
正野 秋郎	〃 〃 大字水原734番地
中江 勝利	〃 〃 大字奈古304番地2
浅倉 隆雄	〃 〃 大字岩丸2367番地
木本 逸男	〃 〃 大字極楽寺639番地
信田 靖徳	〃 〃 大字椎田1173番地2
門田 修身	〃 〃 大字高塚883番地1
西田 万里	〃 〃 大字東八田1098番地6

原 明 嗣	” ” ”	594番地 1
角 本 正 志	” ”	大字字留津416番地
原 田 保	” ”	大字西八田919番地75
森 睦	” ”	大字有安525番地
里 見 禎 宗	” ” ”	136番地 3

4 就任監事

氏 名	住 所
松 崎 泰 夫	築上郡築上町大字字留津981番地 1
尾座本 健 一	” ” 大字高塚1247番地
久 本 房 雄	” ” 大字坂本259番地

福岡県告示第2135号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町下高場字市沼1509番 1 及び1620番 1 並びに字若草3634番及び3635番 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉郡筑前町安野195番地 1

株式会社エコクリーン 代表取締役 西崎 竜彦

福岡県告示第2136号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡築上町大字小山田349、352、353の1、354の2、355の1、356の1、359の1、361、364の3、365、366、367の1から367の3まで、370の1、370の2、464の1、469の1から469の3まで、469の5、470の1、471の1、474の1、476の2、1168の43

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2137号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第260条第1項の規定により、志免町長から志免町の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

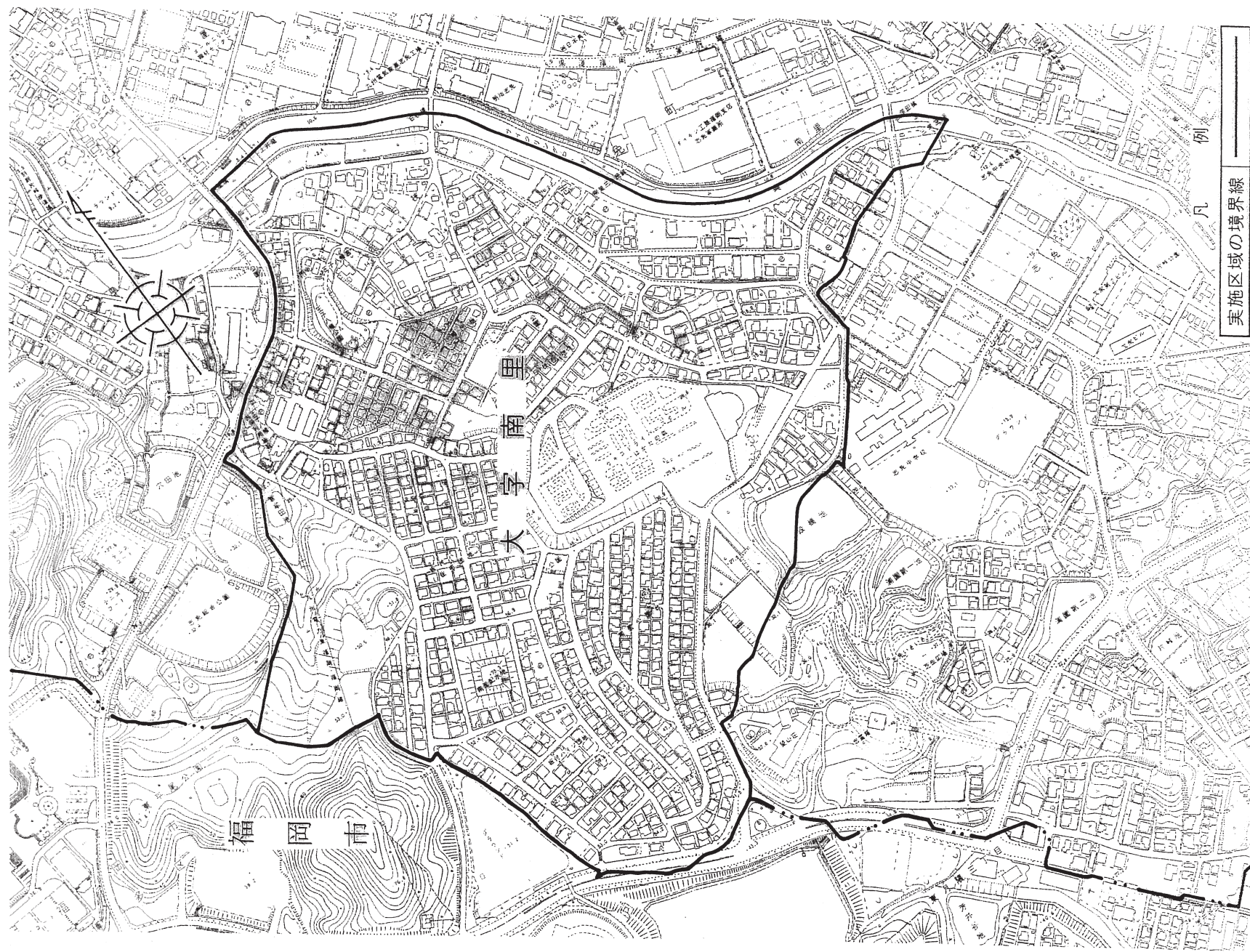
上記処分は、平成18年11月3日から効力を生ずるものとする。

平成18年10月30日

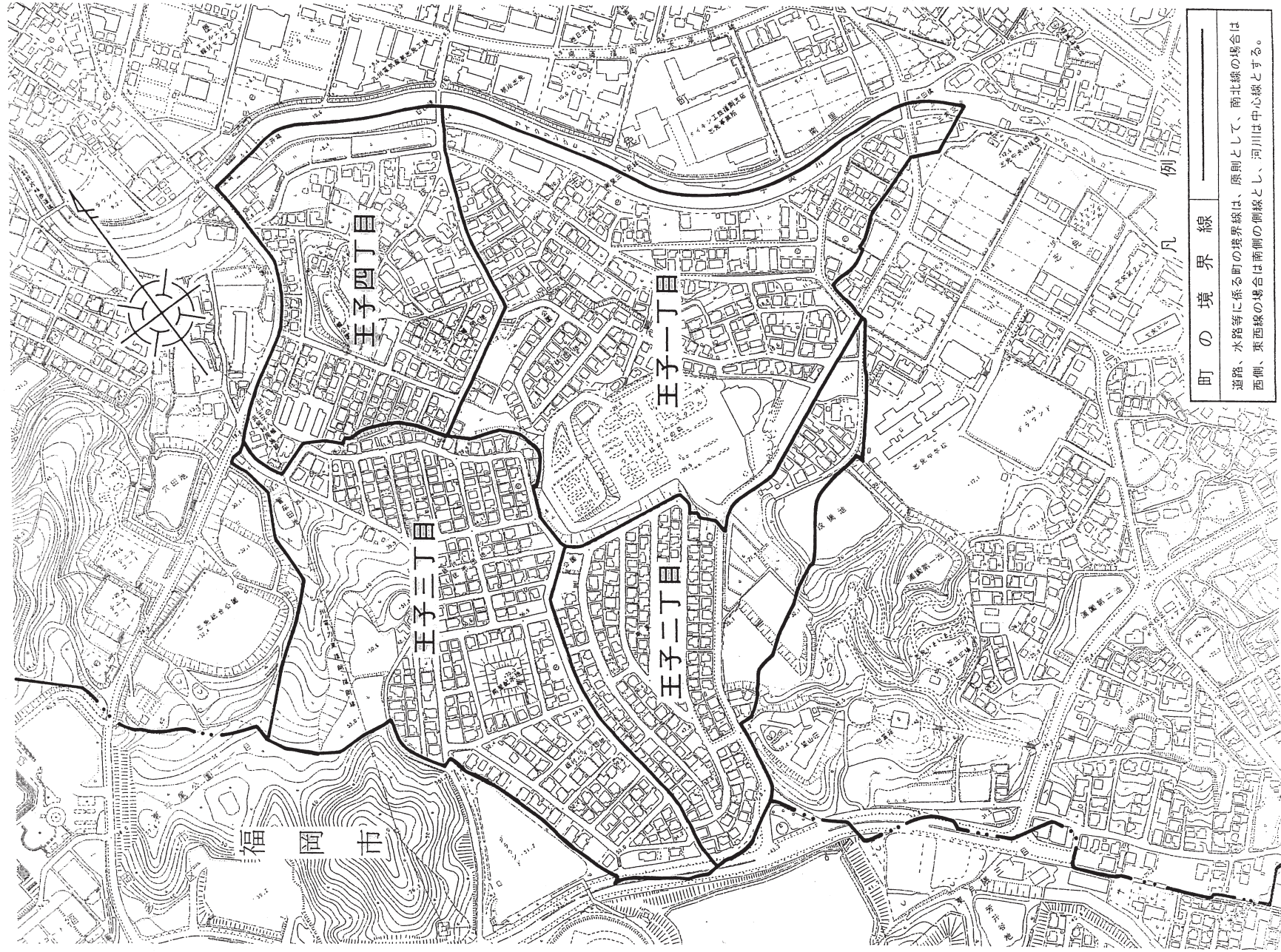
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように、変更する。

別図1



別図2



福岡県告示第2138号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 喜多久
- 2 区域の所在地 北九州市門司区大字喜多久
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地 番	標柱番号
北九州市	門 司 区	喜 多 久	神 ノ 下	116番	1号
				104番	6号
				309番	7号
				108番2	8号
			上 ノ 山	112番1	2号及び3号
				103番1	4号及び5号

福岡県告示第2139号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 石原町
- 2 区域の所在地 北九州市小倉南区大字石原町

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地 番	標柱番号
北九州市	小倉南区	石 原 町	寺 ノ 上	485番2	1号
			小丸山ノ下	649番1	2号から4号まで
			墓 ノ 尾	646番5	5号
			福 ノ 谷	459番4	6号

福岡県告示第2140号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市上陽町 上横山字納又3295の3、3295の8から3295の11まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2141号

平成18年度一般河川等鉱害復旧事業（等）実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する 実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成18年度一般河川等鉱害復旧事業の実施計画	町道 古門眼鏡橋線	福智町	田川土木事務所	平成18年10月30日から 同年 11月20日まで

福岡県告示第2142号

平成18年度一般河川等鉱害復旧事業（等）実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する 実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成18年度一般河川等鉱害復旧事業の実施計画	町道 古門谷山線	福智町	田川土木事務所	平成18年10月30日から 同年 11月20日まで

福岡県告示第2143号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（長野緑地測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉南区	平成18年 9 月30日

福岡県告示第2144号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社福岡東部開発事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州学・研都市南部土地区画整理地区内	平成18年8月30日

福岡県告示第2145号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（道路地形測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区東部	平成18年9月5日から 平成18年11月30日まで

福岡県告示第2146号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡岡垣町大字元松原地内	平成18年10月30日から 平成18年11月30日まで

福岡県告示第2147号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
卯ノ木土地改良区	平成18年10月19日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
X線回析測定装置の賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を書し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又

は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (㊦) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (㊧) (㊦)から(㊥)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年11月28日（火）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
X線回折測定装置 1式の賃貸借
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成19年2月28日
- (4) 納入場所
筑紫野市上古賀3丁目2-1
福岡県工業技術センター化学繊維研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-7838
- (2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年12月8日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業務区分が05（機械器具）、1308（リース・レンタル）1311（その他）で「AA」の等級に格付けされているもの。
- (2) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて、速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、9の(2)に示す入札書の受領期限までに提出した者。なお、提出した証明書について証明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県工業技術センター化学繊維研究所
筑紫野市上古賀3丁目2-1
電話番号 092-925-7721
- 6 契約事項を示す場所
5の部局とする
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間
平成18年10月30日(月)から同年12月8日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 受領期限
平成18年12月8日(金)午後5時00分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県工業技術センター化学繊維研究所3階研修室
- (2) 日時
平成18年12月11日(月)午後1時30分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において、落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第

3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)と同類・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 受領期限までに所定の場所に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わせない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Property and quantity of an article to lease : A x-ray diffractometer
- (2) Delivery period : By February 28, 2007
- (3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Chemical & Textile Industry Research Institute,
3-2-1 Kamikoga, Chikushino City, Fukuoka, 818-8540, Japan
Tel 092-925-7721

- (4) Time limit for tender : 5 : 00 p.m on December 8, 2006
- (5) Contact point for the Notice : Fukuoka Industrial Technology Center
Chemical & Textile Industry Research Institute,
3-2-1 Kamikoga, Chikushino City, Fukuoka, 818-8540, Japan
Tel 092-925-7721

雑 報

福岡県道路公社公告第1号

福岡県道路公社は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第1項の規定に基づき、有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第5項に規定する料金の徴収を行うことを次のとおり公告する。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収は、福岡北九州高速道路公社に委任する。

平成18年10月30日

福岡県道路公社

理事長 紅 田 正 文

1 路線名

一般国道497号 福岡前原道路

2 料金所名

福岡西料金所（福岡前原道路から福岡都市高速道路に乗り継ぐ車線のみ）

3 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時

平成18年11月1日午前0時～

4 ETCシステム規程

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成17年10月1日実施）による。

福岡県道路公社公告第2号

福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告の一部を改正する公告を次のように定める。

平成18年10月30日

福岡県道路公社

理事長 紅 田 正 文

福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告の一部を改正する公告

福岡前原有料道路に係る料金を徴収する公告（平成15年11月福岡県道路公社公告第8号）の一部を次のように改める。

一の2及び3を次のように改め、3を4とし、4を5と改める。

2 障害者割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のア又はイの要件を満たすものとして、福岡県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

ア 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡県道路公社が別に定めるもの。

イ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害

者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡県道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、福岡県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成17年10月1日。以下「利用規程」という。）第2条第1項に規定するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は5割以下とする。

3 ETC前納割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引をする自動車

ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定めるETC前払割引サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

(2) 割引率

次の割引率を適用する。

前払金	利用可能額	割引率
10,000円	10,500円	約5%

50,000円	58,000円	約14%
---------	---------	------

なお、2の割引を受ける自動車は、当該割引を適用した後の金額に対してETC前納割引を適用する。

附 則

この公告は、平成18年11月1日から施行する。